

被告の主張要旨

1 原告らには、本件変更承認処分の取消しを求める法律上の利益、つまり、原告適格が認められません。本件訴えは不適法であり、却下されるべきです。

2 本件変更承認申請は、公有水面埋立法に基づく当初の埋立承認処分の後に、地盤改良工事を追加して行う必要性が判明したため、これを追加し、これに伴って設計・施行を合理化することなどを主な内容とするもので、本件変更承認処分は、この地盤改良工事の追加等を審査してこれを承認したものです。この処分は、埋立承認のように、埋立てをなし得る地位を与えるか否かを審査・判断すべき場面ではありません。

本件変更承認処分の取消しを求める本件訴訟の審理・判断の対象となるのも、本件変更承認申請の内容、つまり、地盤改良工事の追加をするなどの内容の適否です。処分の取消訴訟は、主觀訴訟、つまり、個別具体的な権利利益の救済を目的とする訴訟ですので、その取消しを求める原告適格は、少なくとも、その処分により個別的利益が害されるおそれがあることが必要となります。したがって、本件の原告適格を認める「法律上の利益」は、地盤改良工事の追加などの本件変更承認申請の具体的な内容との関係で、原告らの個別的利益が侵害されるおそれがなければなりません。

3 原告らは、原告適格を基礎づける事由として、幾つかの主張をしていますが、いずれもその内容は、曖昧で、具体性がなく、その根拠も示されていません。その上、それらは、本件変更承認申請の内容との関連性がなく、本件変更承認処分が認められるか否かによって左右されるものではありません。すなわち、本件変更承認申請に対する処分において、審査される地盤改良工事の追加等が認められるか否かとは関係がないといわざるを得ないものです。

したがって、原告らに本件変更承認処分の取消しを求める訴えの原告適格がないことは明らかです。

4 以上のとおり、原告らには、本件変更承認処分の取消しを求める原告適格はなく、本件訴えは不適法であり、速やかに却下されるべきです。

以上